

## 平成27年度

# 臨時福祉給付金の申請受付が始まっています

平成26年4月からの消費税

引上げによる影響を緩和する

ため、所得が低い方々に対し

て制度的な対応を行うまでの

間の負担を緩和することを目

的に支給される「臨時福祉給

付金」の申請受付が始まっ

ています。

申請期間内の手続きをお願

いします。

支給要件など詳しくは、広

報だいせん8月号、または本

府住民生活課にお問い合わせ

ください。

### ◆申請期間

平成27年11月4日（水）まで

### ◆支給時期

国の定めにより平成27年10月

以降となります

### ◆申請先

住民生活課（☎0859-5210）

各支所総合窓口室

厚生労働省

### ◆制度に関する問合せ先

54-5210

（☎0570-037-192

お忘れなく！



納め忘れは  
ありませんか？  
**国民年金保険料  
「5年の後納制度」  
開始!!**

過去5年以内に納め忘れた

国民年金保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、平成27年10月1日から3年間限りの特例として開始されます。なお、老齢基礎年金を受給している方などは後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには申込みが必要です。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」（0570-011-050）、または年金事務所へお問い合わせください。

\*「ばかり」を新しく購入された事業者

取引などに使用する計量器は計量法により2年に1度、県が行う検査を受けなければなりません。なお、次に該当する事業者は、観光商工課へご連絡ください。

\*「ばかり」を廃棄された事業者、または使用されなくなつた事業者

◆問い合わせ先  
観光商工課

（☎0859-53-3110）

平成27年度特定計量器定期検査、次の3か所で行われます。

○10月2日（金）13時～15時  
中山農村環境改善センター

○10月6日（火）13時～15時  
名和公民館

○10月9日（金）13時～15時  
大山公民館

## 計量器検査のご案内

## 10月1日～7日は「法の日」週間

裁判所、検察庁、弁護士会の共催で、次の行事を行います。

お気軽にご利用ください。

### 鳥取地方・家庭裁判所による 裁判所見学会

日 時 10月21日（水）  
13時30分～15時50分  
場 所 鳥取地方・家庭裁判所米子支部  
(米子市西町62)  
定 員 24人（申込受付順）

### 鳥取県弁護士会による無料法律相談 (西部地区)

日 時 10月15日（木）10時～15時  
場 所 鳥取地方・家庭裁判所米子支部  
定 員 30人程度（当日受付順）

### ◆申込み・問い合わせ先

鳥取地方裁判所米子支部庶務課  
（☎0859-22-2205

### ◆問い合わせ先

（☎0859-34-6111）  
米子年金事務所



## 大人向けタブレット入門講習・基礎講習

10月14日（水）／田舎暮らし入門住宅「のまど間」（大山町門前56-2）

### 入門講習 17時30分～19時

\*タブレット初心者を対象とした内容です。（定員10人）

### 基礎講習～フェイスブック編～ 19時30分～21時

\*入門講習を受講された方が対象。一緒にフェイスブックを使ってみましょう。（定員10人）（会費500円）

★出張講座も承ります！お気軽に相談ください。

### ◆申込み・問い合わせ先

企画情報課未来づくり戦略室  
(小谷・藪田)  
080-2942-6517